

平成 22 年 6 月 11 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090207

研究課題名（和文） 国際取引における倒産法の総合的研究

研究課題名（英文） Comprehensive Study on Insolvency Law in International Perspective

研究代表者

神前 禎 (KANZAKI TADASHI)

学習院大学・法務研究科・教授

研究者番号：20204795

研究成果の概要（和文）：本研究は、各種の取引を支える最も重要な基盤であり、わが国において過去 10 年間に最も大きい改正を経験した法分野のひとつであるわが国の倒産法分野を対象として包括的な検討を行い、IMF から公表されている倒産法上の標準的な項目に沿う形式により英語でその内容を紹介し、それに現時点において重要性を有する裁判例の英訳を埋め込む形で海外に発信するとともに、その理論的実務上の問題点について検討を行い、いくつかの指摘を行ったものである。

研究成果の概要（英文）：The laws on insolvency in Japan were completely revised around ten years ago. This study is to make clear the actual state of affairs of insolvency law in Japan by giving its overview in English based on the contents of "Orderly & Effective Insolvency Procedures -- Key Issues" by International Monetary Fund and mentioning important judgments in the relevant passage of this overview, and to point out some problems concerning the provisions and their applications.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	4,200,000	0	4,200,000
2005年度	5,600,000	0	5,600,000
2006年度	6,600,000	0	6,600,000
2007年度	5,700,000	0	5,700,000
2008年度	6,000,000	0	6,000,000
2009年度	5,700,000	0	5,700,000
総計	33,800,000	0	33,800,000

研究分野：国際私法・国際民事手続法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：倒産法、破産法、民事再生法、会社更生法、外国倒産承認援助法、国際私法、法の適用に関する通則法、国際倒産管轄

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初の数年前に、倒産関係法は全面的な改正を受けたが、基本的な倒産関係法だけでも破産法、民事再生法、会社更生法

があり、その他にも株式会社の特別清算、預金保険法、産業再生機構関連法等まであわせるときわめて複雑で、その全体像を把握することは容易ではない状況であった。

特に外国からわが国の倒産法制度を見た場合には、それを英語等により説明している文献は少なく、またそこでなされている説明も、部分的なものに留まっていたり、日本法上の概念に沿ったものであったりすることが多く、外国法の専門家から見て必ずしも分かりやすいものとはなっていなかった。

(2) 経済活動がグローバル化するに伴って、その裏面として、国際倒産も問題となる。わが国では長年、倒産手続には厳格な属地主義が妥当していたが、近年の改正によってようやくこれが廃止された。その結果、わが国で開始する倒産手続には域外的効力が与えられるようになり、他方外国倒産手続についてはUNCITRAL国際倒産モデル法に依拠して外国倒産承認援助法が制定され、外国倒産手続を承認し、そのための援助処分が可能となった。しかし、一連の規定は置かれたものの、そこから先にもまだまだ検討すべき点は残されている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の2点にある。

(1) 本件特定領域研究である日本法の透明化という観点から、ビジネスのインフラとして非常に重要な倒産法分野に関する日本法の内容を諸外国に正確にかつ分かりやすく発信すること。

(2) 上記の研究過程において、わが国倒産法および関連する法分野の内容および運用について、総括班を通じて他の研究計画とも連携をしつつ、比較法的・実務的な観点も踏まえて検討を進め、その問題点を取り上げ、解決策を提示すること。

## 3. 研究の方法

(1) ①日本法の内容を諸外国に正確にかつ分かりやすく発信するためには、まず、関連する条文および裁判例を英語に翻訳し公表する作業を行う必要がある。当初の計画では、本研究においてそのすべてを行う予定であった。しかし、上記のうち、条文の翻訳についてはその後、主要な法令の英訳は内閣府の下で公的に作成・公表されることとなり、その中に、倒産法分野の主要な法令も含まれていた。そのため、本研究では、裁判例の英訳を行うこととした（なお、わが国の主要な法令の英訳は、現在は「日本法令外国語訳データベースシステム」としてウェブ上で公表されており、その中で既に、破産法及び民事再生法の英訳も公表されている。）。

上述したように、倒産法は近年全面的に改正されたため、改正前の裁判例の多くは、現時点においては、それほど重要性を有していない。そのため、内容を吟味し、改正後にお

いても重要性を有する裁判例を選び出す必要がある。また、わが国の倒産法上の概念をどのように英語に訳すかについても、一語ずつ慎重な検討が必要となる。

②しかし、それらがどんなに正確なものであったとしても、倒産法分野の法令の条文と裁判例の英訳だけでは、わが国の倒産法の状況を正確かつ分かりやすく発信することにはならない。わが国の倒産法制度全体の概説が必要である。しかも、その章立ては、グローバル・スタンダードに沿うものでなければならない。検討の結果、IMF Legal Departmentが作成した、“Orderly & Effective Insolvency Procedures -Key Issues-”の挙げる項目に準拠して概説を作成し、その中で、必要に応じて裁判例及び規定に言及することとした。

④以上の研究成果は、Web上で公開することとし、それにより、外国から容易にアクセス可能な状態を保ち、かつ速やかに内容の充実を図るよう努めることとした。

(2) ①わが国の倒産法及び関連する法分野について個別に文献資料の調査や実務家へのインタビューを行い、研究成果を逐次公表していった。

②総括班が主催するシンポジウムに中心的かつ積極的に参加し、内外の実務家や関連分野の研究者との意見交換を行い、それを個別の研究及び上記(1)の内容の充実に生かしていった。

## 4. 研究成果

(1) ①裁判例の英訳として、わが国の倒産法分野におけるもっとも重要な裁判例 68 件の英訳を完成した。対象となる裁判例の選定においては、概ね 60 件前後を目安とし、倒産法分野における最重要裁判例を集めた『倒産判例百選 [第4版]』（研究分担者の松下淳一も編者のひとりである）から 50 件程度、その後公表された裁判例から 10 件程度を目安に選択した。選択の際には、現行法の解釈について実務的に重要な意義を有するものを選び出した。その結果、最終的な翻訳数は 68 件となった。

②裁判例の英訳の際の訳語の選定においては、「法令外国語訳データベースシステム」の「標準対訳辞書」を参照した。ただし、本研究を進めていく時点においては、同辞書には倒産法分野の法律用語が十分に整っていなかったため、それらについては標準的な訳語の検討を行い、英訳を進めた。

ただし、裁判例の英訳を進めるに従い、法律用語を常に逐語的な意味で正確に英語に訳すことは、外国実務家による正確な理解に資するとは限らないことが次第に明らかになった。そこで、当該裁判例における中心的

な争点については、分かりやすさのある程度犠牲にしても、逐語的に正確な英訳を行うこととする一方、それ以外の点については、事案の紹介及び判旨において、理解のしやすさを重視して、逐語的な訳ではなく、より日常的な用語を選択することとした。そのような趣旨で、同一の法律用語についても、その用いられている文脈等により、異なる英語に訳すこととした。

倒産法分野についてのわが国の裁判例の英訳の集積は他には存在しないものであり、内外から広く参照されるとともに、そこでなされた訳語の選択は、今後の類似の作業において常に参照されることになる予想される。

③IMF Legal Department が作成した、“Orderly & Effective Insolvency Procedures -Key Issues-” の挙げる項目に準拠し、わが国の倒産法の概説を英文で公表した。具体的には、Introduction に続き 5 つの章 (General Features, Liquidation Procedures, Rehabilitation Procedures, Institutional Framework, International Insolvency Issues) をもうけ、順に説明を行った。前記 IMF 文書は、各国の倒産法を評価する上での標準項目として諸外国において認識されているものであり、それに準拠した説明を行うことで、諸外国と比較した場合のわが国倒産法制を明確に示すことができたと考えられる。

④上記③の概説の中に、②で挙げた裁判例の英訳を可能な限り組み込み、それらを Web 上で公表した。

(2)①検討の結果、わが国の倒産法制全体としては、グローバル・スタンダードを十分に超えるものとの評価を行った。このような評価については、総括班を通じて他の研究計画の参加メンバーや内外の実務家とも議論したが、概ね異論なく認められたところである。近年の改正が、比較法的な検討を十分に踏まえていること、特に国際倒産については、UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency を踏まえ、一部の点については Model Law 以上に国際協調を可能とするような規定も置かれているところであることから、この点は事前の予想と大きく異なる結果ではないが、わが国倒産法制の水準の高さが再認識されたところである。

②しかしもちろん、このことは倒産法分野について現在のわが国の規定に全く問題がないということを意味するわけではない。経済状況の変化に伴い、これまでは問題とならなかった点が問題となってくるのは、倒産法分野についても変わるところはない。倒産法分野及び関連分野についての、研究代表者及び研究分担者の研究成果は、以下に挙げると

おりである。

③実務家からの意見聴取を通じて、わが国の倒産法とりわけ国際倒産分野については、規定上の問題とは別に、運用上の問題があることが明らかになった。具体的には、倒産はある事業を終了または再編成する際の一手段として用いられることがあるが、裁判官にはその点が必ずしも十分には認識されていないこと、また国際倒産においては、通常の倒産手続とは異なり、わが国とは異質な法制度との調整等が必要となるが、国際倒産の事例がいまだ少ないことと相俟って、この点についての十分な対応がなされていないこと、といった点が問題となる。

もっとも、これらの点は、倒産法分野特有な問題点ではない。この点の解決には、より広く、わが国の司法制度のあり方等についてさらに検討していく必要があると思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 55 件)

(以下、特に注記がなければ、査読なし)

- ①松下定淳「債権法改正と倒産法」事業再生と債権管理 126 号 (2009 年) 109-122 頁
- ②松下定淳「再生計画案可決のためのいわゆる頭数要件について」『企業法の変遷』前田庸先生喜寿記念論文集 (2009 年) 431-450 頁
- ③松下定淳「優先権を有する債権者の倒産手続についての権利」『民事手続法学の新たな地平』青山善充先生古稀記念論文集 (2009 年) 837-859 頁
- ④松下定淳「民事再生の現状と課題—手続機関について—」事業再生と債権管理 123 号 (2009 年) 4-13 頁
- ⑤竹下啓介「仮処分事件の国際裁判管轄と仲裁合意」ジュリスト 1376 号 (2009 年) 345-347 頁
- ⑥神前禎「消費者契約および労働関係の訴えに関する国際裁判管轄」ジュリスト 1386 号 (2009 年) 45-53 頁
- ⑦神前禎「家事事件の国際化」法律時報 81 巻 3 号 (2009 年) 60-65 頁
- ⑧神前禎「法人の設立準拠法とその適用範囲・外国会社規制」須網隆夫他編『国際ビジネスと法』(2009 年) 97-117 頁
- ⑨松下定淳「更生計画による担保権の消滅と牽連破産」河野正憲=伊藤眞=高橋宏志編『民事紛争と手続理論の現在』井上治典先生追悼論文集 (2008 年) 564-581 頁
- ⑩松下定淳「民事再生法の立法論的再検討についての覚書」ジュリスト 1349 号 (2008 年) 33-38 頁

- ⑪ 竹下啓介「大使館用不動産取得に関する仲介契約と民事裁判権免除」ジュリスト 1368号 (2008年) 152-155頁 (査読あり)
- ⑫ 竹下啓介「Zitelmannの国際私法理論と『法人』論」国際私法年報 9号 (2008年) 196-225頁 (査読あり)
- ⑬ Tadashi Kanzaki, “Persons — New Private International Law of Japan” Japanese Annual of International Law No. 50 (2008年) pp. 15-24 (査読あり)
- ⑭ 松下淳一「53条、54条、55条、58条、59条、60条、61条」竹下守夫編集代表『大コンメンタル破産法』青林書院 (2007年) 203-228頁、243-257頁
- ⑮ Junichi Matsushita, “Japan’s Personal Insolvency Law” Texas International Law Review, vol. 42, Summer 2007, Number 3 (2007), pp. 765-771
- ⑯ 松下淳一「債権者代位権の行使にもとづく弁済と否認権行使の相手方」(大阪高判平16・6・29)ジュリスト 1338号 (2007年) 204-207頁
- ⑰ 松下淳一「財団債権の弁済」民事訴訟雑誌 53号 (2007年) 44-67頁
- ⑱ 松下淳一「法整備支援のあり方について — カンボディア王国民事訴訟法案起草支援作業の経験から」塩川伸明＝中谷和弘編『法の再構築 [II] 国際化と法』東京大学出版会 (2007年) 205-226頁
- ⑲ Tadashi Kanzaki, “Contracts with No Governing Law in Private International Law and Non-State Law” Japanese Reports for the XVIIth International Congress of Comparative Law (2007年) 87-91頁
- ⑳ 松下淳一「外国会社に対する損害賠償請求等の訴訟の国際裁判管轄が否定された事例」(東京地判平15・9・26)ジュリスト 1311号 (2006年) 196-199頁
- ㉑ 松下淳一「再生手続における監督委員の否認権行使について」新堂幸司＝山本和彦編『民事手続法と商事法務』商事法務 (2006年) 175-195頁
- ㉒ Junichi Matsushita, “Comprehensive Reform of Japanese Personal Insolvency” Theoretical Inquiries in Law (Tel Aviv University), Volume 7, Number 2, (2006) pp. 555-564
- ㉓ 松下淳一「継続中の私法的法律関係の取扱い」 「取戻権」「相殺権」福永有利監修＝四宮章夫他著『民事再生法』民事法研究会 (2006年) 280-299頁、309-315頁、332-342頁
- ㉔ 竹下啓介「Zitelmann国際私法理論の『実証性』」(4) (5・完) 法学協会雑誌 123巻 6号 (2006年) 1-60頁、9号 (2006年) 99-178頁
- ㉕ 竹下啓介「法律行為に関する準拠法」法律のひろば 59巻 9号 (2006年) 13-21頁
- ㉖ 神前禎「船舶事故とホンジュラス法人の法人格否認」(東京地判平成13年9月28日)ジュリスト 1309号 (2006年) 144-147頁 (査読あり)
- ㉗ 松下淳一「2005年連邦破産法改正における消費者倒産法制の改正の素描 (1) (2・完)」NBL 819号 (2005年) 42-48頁、820号 (2005年) 71-76頁
- ㉘ 松下淳一「譲渡担保」(道垣内弘人教授と共同執筆)「債権質・債権譲渡担保・代理受領・振込指定」(千葉恵美子教授と共同執筆) 鎌田薫＝加藤新太郎＝須藤典明＝中田裕康＝三木浩一＝大村敦志編『民事法II』日本評論社 (2005年) 52-59頁、128-132頁
- ㉙ 松下淳一「特別清算 (特集 新会社法の制定)」ジュリスト 1295号 (2005年) 101-109頁
- ㉚ 松下淳一「更生計画の認可決定後の変更」『現代民事司法の諸相』谷口安平先生古稀祝賀、成文堂 (2005年) 573-589頁
- ㉛ 松下淳一「更生計画におけるいわゆる処分連動方式について」『企業紛争と民事手続法理論』福永有利先生古稀記念、商事法務 (2005年) 721-739頁
- ㉜ 松下淳一「新たな否認権と相殺制限の理論的根拠」田邊光政編集代表『最新 倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』今中利昭先生古稀記念、民事法研究会 (2005年) 39-53頁
- ㉝ 松下淳一「更生手続と破産手続・再生手続との間の移行に関する規定の整備」伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦共編『新会社更生法の基本構造と平成16年改正』(ジュリスト増刊) 有斐閣 (2005年) 245-257頁
- ㉞ 松下淳一「請負契約その他の継続的契約・総論」全国倒産処理弁護士ネットワーク編『論点解説新破産法・上』きんざい (2005年) 151-158頁
- ㉟ 松下淳一「倒産法改正と理論的課題」法律時報 77巻 2号 (2005年) 65-70頁
- ㊱ 神前禎「物権及び債権譲渡 (特集 新国際私法の制定に向けて)」ジュリスト 1292号 (2005年) 42-49頁
- ㊲ 松下淳一「営業譲渡の代替許可等が抗告審で取り消された事例 — 日本コーリン株式会社の再生事件」NBL 797号 (2004年) 25-32頁
- ㊳ 松下淳一「倒産実体法の改正概観」法律のひろば 57巻 12号 (2004年) 35-42頁
- ㊴ 松下淳一「倒産処理手続相互の関係 (特集 破産法の改正と倒産実体法の見直し)」ジュリスト 1273号 (2004年) 106-113頁
- ㊵ 松下淳一「民事再生手続及び外国倒産処理手続の対外的効力」事業再生と債権管理 105号 (2004年) 118-121頁

〔学会発表〕（計4件）

- ① 松下淳一「株主代表訴訟における訴訟上の和解、社債管理者の権限、破産管財人・破産会社の当事者適格」日本民事訴訟法学会、2008年5月18日、大阪市立大学
- ② 竹下啓介「貨幣の法的分析に関する一考察」日本国際経済法学会、2008年11月1日、青山学院大学
- ③ 神前禎「行為能力・失踪宣告・後見等」国際私法学会、2007年5月13日、上智大学
- ④ 神前禎「民事裁判権に関する国際法の規律」国際法学会、2006年5月13日、岡山大学

〔図書〕（計3件）

- ① 伊藤眞＝岡正晶＝田原睦夫＝林道晴＝松下淳一＝森宏司『条解破産法』弘文堂（2010年）1861頁
- ② 山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一『民事訴訟法』有斐閣（2009年）528頁
- ③ 松下淳一『民事再生法入門』有斐閣（2009年）228頁

〔その他〕

ホームページ等

<http://kanzaki2.lawd.gakushuin.ac.jp/~conflict/insolvency/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

神前 禎 (KANZAKI TADASHI)  
学習院大学・法務研究科・教授  
研究者番号：20204795

### (2) 研究分担者

松下 淳一 (MATSUSHITA JUNICHI)  
東京大学・法学政治学研究科・教授  
研究者番号：70190452  
竹下 啓介 (TAKESHITA KEISUKE)  
東北大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：60313053

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：